参 考

「ソフトボール競技　部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1　競技名　　ソフトボール

2　合同チームの編成基準

（1）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（８人以下）の２校による合同チーム

例：A校…８人　B校…６人

この場合、合計部員数が９人以上１６人以下であること。

②部員不足（８人以下）の３校以上による合同チーム

例：A校…７人　B校…５人　C校…３人

：A校…５人　B校…４人　C校…３人　D校…２人

この場合、合計部員数が９人以上２４人（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）以下であることとし、校数制限は設けない。

③特例１：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の２校による合同チーム

A校…　９人以上　B校…８人以下

原則として、合計部員数は１６人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上いる学校が１校しかない場合はこの限りではない。（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）

④特例２：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の３校以上による合同チーム

A校…　９人以上　B校…３人　C校…２人　D校…３人

原則として、合計部員数は２４人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上の学校が１校しかない場合はこの限りではない。（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）

（2）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度以降に部員数不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。予選会参加申込から大会終了時までとする。

（3）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（4）ユニフォーム

統一する必要はない。